

古物営業法に基づく表記

古物営業法第 12 条第 2 項に基づく表示および買取取引に関するご案内

本表記は、有限会社グラフティ（以下「当社」といいます。）が運営する買取サービスについて、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号。以下「法」といいます。）第 12 条第 2 項に基づく表示を行うとともに、同法その他の関係法令に基づき当社が遵守する事項および買取取引の取扱いをお客様にお示しするものです。

当社は、盗品その他の不正品の売買を防止し、その被害の迅速な回復に資するという古物営業法の趣旨を踏まえ、以下のとおり適正な買取業務を行います。

第 1 条（古物商許可に関する表示）

当社は、法第 12 条第 2 項および古物営業法施行規則第 13 条の 2 の規定に基づき、当社が管理するウェブサイトに、次の事項を表示します。

項目	内容
氏名または名称	有限会社グラフティ
許可をした公安委員会の名称	東京都公安委員会
古物商許可証番号	第 301030908771 号
代表者名	横井靖夫
古物営業の許可年月日	2009 年 10 月 2 日

※ 令和 6 年 4 月 1 日施行の改正により、ウェブサイトを利用して取引を行うか否かにかかわらず、原則としてすべての古物商が上記事項の掲載義務を負います（常時使用する従業者が 5 人以下であって特定古物商に該当しない場合等の除外規定があります）。当社は、除外規定の適用の有無にかかわらず、透明性確保の観点から自主的に掲載しています。

第 2 条（営業所および標識の掲示）

当社は、法第 12 条第 1 項に基づき、営業所ごとに公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識（古物商プレート）を掲示します。当社の営業所は次のとおりです。

営業所名	所在地	電話番号	管理者氏名
有限会社グラフティ	東京都千代田区外神田 3 丁目 14 番 10 号	03-6206-8767	横井靖夫

営業所名	所在地	電話番号	管理者氏名
イ	神田寺ビル 1 階		

※ 営業所の新設・変更・廃止があった場合は、法第 7 条に基づき所定の期間内に公安委員会へ変更届出を行い、本表記を速やかに更新します。

第 3 条（取り扱う古物の区分）

当社が許可を受け、取り扱う古物の区分は次のとおりです。区分外の品目については買取をお受けできません。

- (1) 主として取り扱う区分：中古 PC・スマホ及び周辺機器
- (2) その他取り扱う区分：テレビ、ラジオ、ビデオ及びそれらの部品など

※ 古物の区分は、古物営業法施行規則第 2 条に定める 13 区分（美術品類、衣類、時計・宝飾品類、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、自転車類、写真機類、事務機器類、機械工具類、道具類、皮革・ゴム製品類、書籍、金券類）によります。

第 4 条（買取サービスの形態）

当社は、次の形態により古物の買受けを行います。それぞれの形態に応じて、適用される法令および手続が異なります。

形態	内容	主に適用される規律
店頭買取	当社営業所においてお客様と対面で行う買取	古物営業法（対面確認・帳簿記載）
出張買取	お客様のご自宅等へ当社担当者が訪問して行う買取	古物営業法／特定商取引法（訪問購入）
宅配買取	お客様から宅配便等でお品物をお送りいただく買取	古物営業法（非対面確認）／民法（契約の成立）
買受品の販売	買い受けた商品のインターネット等での販売	特定商取引法（通信販売）／古物営業法

第 5 条（取引の相手方の確認義務）

当社は、古物を買受けるにあたり、法第 15 条第 1 項に基づき、相手方の真偽を確認するため、お客様の氏名、住所、年齢および職業を確認します。この確認は、盗品等の流通防止および被害回復の

ために法律上義務づけられたものであり、お客様のご協力が得られない場合、当社は買取をお断りします。

2. お客様が身分証明書等の提示を拒まれた場合、記載事項の一部を隠して提示された場合、または提示された書類の真正性に疑いがある場合、当社は買取をお断りします。
3. 当社は、確認のために提示を受けた書類の写しを取得し、当社のプライバシーポリシーおよび「個人情報取り扱いについて」に従って管理します。

第 6 条（対面取引における確認方法）

店頭買取および出張買取においては、次のいずれかの方法により確認を行います。

- (1) 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の資格確認書等の公的な身分証明書の提示を受け、原本により確認する方法
- (2) 前号の書類のうち住所の記載がないものについては、住民票の写し、公共料金の領収証書その他現住所を確認できる書類（発行から 6 か月以内のもの）を併せて提示いただく方法
- (3) お客様の署名を求め、または本人確認書類の写しを取得する方法

※ マイナンバーカードの提示を受ける場合、当社は個人番号（マイナンバー）を取得・記録しません。写しを取得する際は個人番号が記載された面を取得せず、または個人番号を判読できないよう処理します（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 20 条）。

第 7 条（非対面取引（宅配買取等）における確認方法）

宅配買取その他の非対面取引においては、古物営業法施行規則第 15 条第 3 項各号に定める方法のうち、当社が採用する次の方法により確認を行います。

- (1) 本人確認書類の画像および容貌の画像を、当社が提供するソフトウェアを用いて送信いただく方法（規則第 15 条第 3 項第 8 号）
- (2) 本人確認書類の IC チップ情報および容貌の画像を、当社が提供するソフトウェアを用いて送信いただく方法（同項第 9 号）
- (3) 住民票の写し等の送付を受け、当該住所宛てに転送不要郵便物等を送付し、これが到達したことを確認する方法（同項第 4 号）
- (4) 本人確認書類の写しの送付を受け、当該書類記載の住所宛てに買取代金を書留郵便等により送付する方法、または当該書類記載の氏名と同一名義の預貯金口座へ買取代金を振り込む方法（同項第 6 号・第 7 号）
- (5) 電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電子証明書を伴うもの）付きの電磁的記

録の送信を受ける方法（法第 15 条第 1 項第 3 号、規則第 15 条第 3 項第 11 号・第 12 号）

(6) 過去に本項各号の方法により確認を行ったお客様について、当社が発行した ID およびパスワードの送信を受ける方法（同項第 13 号）

2. 当社は、前項の確認が完了するまで、買取代金のお支払いを行いません。

3. 前項の確認において、送信された画像が不鮮明である場合、書類の有効期限が経過している場合、送金先口座の名義とお客様の氏名が一致しない場合その他確認が困難な場合、当社は追加の書類の提出を求め、または買取をお断りします。

第 8 条（確認義務および帳簿記載義務の対象外となる取引）

法第 15 条第 2 項および第 16 条ただし書ならびに古物営業法施行規則第 16 条により、買受け対価の総額が 1 万円未満である取引については、確認義務および帳簿等への記載義務が原則として免除されます。ただし、次に掲げる古物については、1 万円未満であっても確認および記載を行います。

(1) 自動二輪車および原動機付自転車（これらの部品を含み、ねじその他の汎用性の部品を除きます。）

(2) 書籍

(3) 音楽・映像等が記録された CD、DVD、Blu-ray Disc 等の記録媒体

(4) ゲームソフト

(5) エアコンディショナーの室外ユニット（いわゆる室外機）

(6) 電気温水機器のヒートポンプ

(7) 電線（LAN ケーブル、テレビ接続用ケーブル、延長コード、充電用ケーブル等を除きます。）

(8) 金属製のグレーチング（側溝の蓋等に用いられる格子状の製品）

※ 第 5 号から第 8 号までの品目は、金属盗被害の防止を目的とする古物営業法施行規則の改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）により追加されたものです。

2. 前項の免除の適用にかかわらず、当社は、買取の適正性を確保する観点から、金額の多寡にかかわらず原則としてすべての取引についてお客様の確認および記録の作成を行う運用としています。

第 9 条（未成年者等との取引）

当社は、18 歳未満の方からの買取を行いません。

2. 18 歳以上 20 歳未満の方との取引については、【親権者の同意書および親権者への電話確認を必須とする】等の措置を講じます。

3. 年齢の確認は、第 6 条または第 7 条の本人確認書類の生年月日欄によって行います。年齢を確認できない場合、当社は買取をお断りします。
4. 当社は、お客様の言動、お品物の性質・数量その他の事情から、お客様が正当な処分権限を有しないことが疑われる場合には、買取をお断りします。

第 10 条（古物台帳の記録および保存）

当社は、法第 16 条および第 18 条ならびに古物営業法施行規則第 17 条・第 18 条に基づき、古物の買受けおよび売却について、次の事項を古物台帳（電磁的方法による記録を含みます。）に記録し、最終の記載をした日から 3 年間保存します。

記録事項	内容
取引の年月日	買受けまたは売却を行った日
古物の品目および数量	区分・品名・数量
古物の特徴	型式、製造番号、シリアル番号、色、寸法、傷の有無等
相手方の情報	住所、氏名、職業および年齢
確認の方法	第 6 条または第 7 条のいずれの方法により確認したか
取引金額	買受価格または売却価格

2. 当社は、古物台帳を営業所ごとに備え付け、警察官その他の権限を有する職員から提示を求められたときは、法第 22 条に基づきこれに応じます。

第 11 条（不正品の疑いがある場合の申告）

当社は、買い受けようとする古物について、盗品その他の不正品である疑いがあると認めるときは、法第 15 条第 3 項に基づき、直ちに警察官にその旨を申告します。この場合、当社は買取をお断りし、または警察の指示に従いお品物を保管します。

2. 当社は、次のような場合に不正品の疑いがあるものとして取り扱います。

- (1) お品物の性質・数量とお客様の年齢・職業・生活状況とが著しく釣り合わない場合
- (2) 製造番号、シリアル番号、刻印等が削除・改変されている場合
- (3) 同種の新品または未使用品が短期間に反復して持ち込まれる場合
- (4) 取得の経緯についての説明が不合理または不自然である場合
- (5) 身分証明書の記載と本人の外形的特徴とが一致しない場合

第 12 条（品触れ・差止めへの対応）

当社は、法第 19 条に基づき警察署長から品触書の交付を受けたときは、これを所定の期間保存し、該当する古物を所持しまたは受け取ったときは直ちにその旨を届け出ます。

2. 当社は、法第 21 条に基づき警察本部長等から盗品等の疑いがある古物について保管を命じられたときは、指定された期間、当該古物を保管します。

第 13 条（買い受けた古物が盗品等であることが判明した場合）

当社が買い受けた古物が盗品または遺失物であることが判明した場合、当社は、法第 20 条および民法・遺失物法の定めに従い、被害者または遺失者からの回復請求に応じます。

2. この場合において、当社がお客様にお支払いした買取代金については、当社はお客様に対してその返還を請求します。お客様は、当社が被害者等は無償で古物を返還したときは、当社が被った損害を賠償するものとします。
3. 当社は、前項に関連して、警察その他の公的機関からの照会に対し、法令に基づき必要な範囲でお客様の情報を提供します。

第 14 条（宅配買取における査定結果のご連絡および承諾）

当社は、宅配買取においてお品物を受領し査定が完了したときは、お客様がお申込み時にご登録された電話番号に架電し、査定金額をご連絡します。架電により連絡が取れない場合、当社は、ご登録のメールアドレスおよびショートメッセージ（SMS）宛てに査定金額を通知するとともに、必要に応じて再度架電します。

2. お客様は、前項のご連絡または通知の内容をご確認のうえ、査定金額に承諾されるか、または承諾されずお品物の返送をご希望されるかを、当社にご回答ください。返送をご希望の場合の送料等の負担は、第 15 条の定めによります。
3. 当社が第 1 項の最初のご連絡または通知を発した日の翌日から起算して 14 日を経過してもなお、お客様から承諾または返送のご希望についてのご回答をいただけない場合、お客様は、当該お品物について当社に所有権を移転することを承諾したものとみなし、当該お品物の所有権は当社に移転するものとします。この場合の買取金額は 0 円とし、当社はお客様に対して買取代金その他の金銭を支払う義務を負いません。
4. 前項の定めは、お客様が宅配買取をお申し込みになる際に、申込画面において前項の内容を明示のうえ、お客様の同意を得たうえで適用されるものとします。
5. 当社は、第 3 項により所有権を取得したお品物について、販売、リサイクル、廃棄その他の処分を

自由に行うことができるものとします。

6. 第 3 項の定めにかかわらず、災害、疾病、長期入院その他お客様の責めに帰することができない事由により期間内のご回答が困難であったことが判明した場合、当社は、個別の事情を考慮し、お品物の返送その他の合理的な対応を行います。

※ 本条第 3 項の適用を避けるため、査定結果のご連絡後は、お手数ですが必ず期間内にご回答くださいますようお願いいたします。ご回答は、お電話、メール、マイページのいずれの方法でも承ります。

第 15 条（宅配買取におけるキャンセルおよび返送）

お客様は、査定金額にご承諾いただく前であれば、いつでも宅配買取のお申込みをキャンセルし、お品物の返送を請求できます。

2. 返送に要する送料および梱包費用は、【お客様のご負担／当社負担】とします。
3. お客様が買取代金のお支払いを受けた後は、当該取引をキャンセルすることはできません。ただし、当社に責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。
4. お品物の返送先は、第 7 条の確認により確認されたお客様の住所に限ります。

第 16 条（出張買取に関する特定商取引法上の事項）

出張買取（お客様のご自宅等、当社の営業所以外の場所で行う買取）は、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」といいます。）第 58 条の 4 以下に定める「訪問購入」に該当します。当社は、次の規律を遵守します。

1. 「勧誘に先立つ明示」当社は、勧誘に先立ち、お客様に対し、当社の名称、担当者の氏名、契約の締結について勧誘をする目的である旨および購入しようとする物品の種類を明示します（特商法第 58 条の 5）。
2. 「不招請勧誘の禁止」当社は、お客様からの訪問の要請がないにもかかわらず、お客様のご自宅等を訪問して買取の勧誘を行うことはありません（特商法第 58 条の 6 第 1 項）。また、お客様が契約を締結しない旨の意思を表示された場合、当社は勧誘を継続せず、再度の訪問も行いません（同条第 2 項・第 3 項）。
3. 「書面の交付」当社は、買取の申込みを受けたときまたは契約を締結したときは、物品の種類・特徴、購入価格、代金の支払時期および方法、物品の引渡時期および方法、契約の申込みの撤回または解除に関する事項、当社の名称・住所・電話番号、担当者名、契約年月日等を記載した書面を、直ちにお客様に交付します（特商法第 58 条の 7・第 58 条の 8）。クーリング・オフに関する事項は、赤枠の中に赤字で記載します。

4. 「引渡し拒絶権の告知」当社は、クーリング・オフ期間内にお客様から直接お品物のお引渡しを受けるときは、お客様がそのお引渡しを拒むことができる旨を告げます（特商法第 58 条の 9）。
5. 「第三者への引渡しの通知」当社は、クーリング・オフ期間内にお品物を第三者に引き渡したときは、遅滞なく、所定の様式による書面によりその旨をお客様に通知します（特商法第 58 条の 11）。あわせて、当該第三者に対しても、クーリング・オフされる可能性がある旨等を通知します（特商法第 58 条の 11 の 2）。
6. 「適用除外物品」自動車（二輪のものを除きます。）、家具、家電（持ち運びが容易なものを除きます。）、書籍、有価証券、CD・DVD・ゲームソフト等、特商法施行令で定める物品については、訪問購入の規制が適用されません。当社は、これらの物品を出張買取の対象とする場合、その旨をあらかじめお客様にご説明します。

第 17 条（出張買取におけるクーリング・オフ）

出張買取をご利用のお客様は、特商法第 58 条の 14 に基づき、法定の契約書面を受け取った日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面または電磁的記録により、契約の申込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができます。

2. クーリング・オフが行われた場合、当社は、損害賠償または違約金の支払をお客様に請求しません。お品物の返還に要する費用は当社が負担し、既にお支払いした買取代金がある場合はお客様から返還を受けます。
3. お客様は、クーリング・オフ期間内は、当社に対してお品物の引渡しを拒むことができます（特商法第 58 条の 15）。
4. 当社が事実と異なることを告げる等の行為によりお客様が誤認し、それによってクーリング・オフを行わなかった場合、期間経過後もクーリング・オフを行うことができます。
5. クーリング・オフのご連絡先：〒101-0021 東京都千代田区外神田 3 丁目 4 番 10 号 神田寺ビル 1 階 有限会社グラフィティ お客様相談窓口／電話 03-6206-8767／メール info@kaitori-graffiti.com

第 18 条（インターネットを利用する取引に関する届出）

当社は、古物の取引にインターネット上のウェブサイトを利用する場合、法第 5 条第 1 項第 6 号に基づき、当該ウェブサイトの URL を許可申請時または変更届出により公安委員会に届け出しています。

2. 買い受けた商品をインターネット等により販売する場合の取引条件については、別途「特定商取引法に基づく表記」に定めるところによります。

第 19 条（犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認）

当社が宝石・貴金属等（貴金属（金、白金、銀およびこれらの合金）ならびに宝石（ダイヤモンドその他の貴石、半貴石および真珠））の売買を行う場合、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）上の「宝石・貴金属等取扱事業者」に該当します。

2. 当社は、代金の支払が現金で行われ、かつ、その額が 200 万円を超える宝石・貴金属等の売買契約を締結するに際し、同法に基づく取引時確認（本人特定事項、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認）を行います。
3. 当社は、前項の取引について確認記録および取引記録を作成し、これらを契約終了の日等から 7 年間保存します。
4. 当社は、取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合、同法に基づき、行政庁に対して疑わしい取引の届出を行います。この届出を行ったことおよびその内容は、お客様に開示しません。

第 20 条（買取をお断りする場合）

当社は、次のいずれかに該当する場合、買取をお断りします。

- (1) 本人確認にご協力いただけない場合、または本人確認ができない場合
 - (2) お客様が 18 歳未満である場合
 - (3) 盗品その他の不正品である疑いがある場合
 - (4) お客様が正当な処分権限を有しないと認められる場合（レンタル品、リース品、他人からの預かり品、割賦販売代金未完済品等）
 - (5) 法令により譲渡または所持が禁止・制限されている物品である場合
 - (6) 偽造品または模倣品である疑いがある場合
 - (7) 当社の取扱区分外の物品である場合
 - (8) お客様が当社または当社従業員に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為その他の迷惑行為を行った場合
 - (9) その他当社が買取を不適当と判断した場合
2. 当社は、買取をお断りする理由の詳細について、防犯上の必要その他の合理的な理由がある場合、お答えできないことがあります。

第 21 条（本表記の改定）

当社は、法令の改正、運用の変更その他の事情により、本表記を改定することがあります。改定後の内容は、当社ウェブサイトに掲載した時点から効力を生じます。

制定日：2009 年 10 月 2 日

事業者名	有限会社グラフィティ
所在地	〒101-0021 東京都千代田区外神田 3 丁目 4 番 10 号 神田寺ビル 1 階
代表者	横井靖夫
古物商許可	東京都公安委員会許可 第 301030908771 号
お問い合わせ	電話 03-6206-8767（受付時間 11:00～18:00）／メール info@kaitori-graffiti.com